

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年11月22日（火）10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
小西係長、塩唐松係長、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当3名（テレビ会議システムによる出席）  
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備の設置）における過去の面談でのコメントに対して、資料に基づき以下の説明があった。

- 各構成機器の駆動源及び垂直吊具の駆動源喪失時の対応について
- 作業ステップ、インターロックについて
- 走行台車部の燃料取扱機/クレーンの計算モデルや計算結果等について
- 走行台車が剛構造を有することの妥当性について
- 燃料取扱設備に使用する材料について
- 3.16地震の影響確認について
- 各機器スペクトルについて
- ワイヤ剛性を考慮した評価について
- 走行台車の固有周期に対する搭載機器の影響

○原子力規制庁は、上記説明に対して以下の点を指摘した。

- 走行台車が水平方向に対して剛構造であることの説明を追記すること。
- 計算書中の説明文中に出てくる「せん断力」等の名前の後に計算式中で使用する記号を追記すること。
- 計算書中のキャスク固定治具の構造及び計算モデルにおいて、キャスク固定治具がどのように走行台車に支持されているか分かるように追記すること。
- 燃料取扱機に使用する材料について、公的な適用規格がなくメーカーが個別に設定している材料については一般産業における使用実績を示すこと。
- 燃料取り出し手順において、水中の燃料に対する燃料把握機の位置合わせの方法を追記すること。
- 燃料取扱設備の設置の為の建屋壁の開口工事等の関連工程を含め、燃料取り出し開始までの全体工程を示すこと。また、本設備の設置工事の効率化や運転操作訓練に向けて今後行うモックアップ試験等の流れを示すこと。

○東京電力から、指摘事項について了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備の設置について